

## 配水施設設置等に要する費用負担額に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第25号。以下「条例」という。）第11条及び大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第30号。以下「施行規程」という。）第10条の規定に基づき、工業用水道の給水の申込みをした者が負担する配水施設の設置又は改造に要する費用（以下「配水施設設置等費用」という。）の額に関し必要な事項を定めるものとする。

### (軽減額)

第2条 この要綱において「軽減額」とは、軽減単価に給水開始日から起算した基本使用水量の5年間分（閏年の日を含む期間についても1年は365日とする。）の水量を乗じ、これに110/100を乗じて得た額（1万円未満切捨て）とする。

2 前項の軽減単価の算出方法は、次のとおり（1円未満切捨て）とする。算出式における各数値は、給水申込みの前年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算書（給水申込みが4月又は5月の場合は前々年度の決算書とする）の数値を用いる。

$$\text{軽減単価} = \frac{\text{減価償却費} + \text{資産減耗費} + \text{支払利息及び企業債取扱諸費}}{\text{給水量の年間合計}}$$

### (企業長による配水施設の設置等)

第3条 施行規程第10条第2項第2号における「企業長が必要と認めて設置した配水管」の「地域」、「利用可能な給水申込者の地域」及び「地域ごとの計画給水量」（以下「計画給水量」という。）は、別表のとおりとする。

2 企業長が必要と認めて設置した配水管を利用することとして給水申込みをする者は、当該配水管の設置に要した費用を計画給水量に対する当該者の基本使用水量の割合に応じて負担するものとする。

3 給水申込みをする者は、企業長が必要と認めて設置した配水管を利用するに当たり、さらに配水施設の設置又は改造が必要な場合は、前項の規定に基づく負担額と当該設置又は改造に要する費用の合計を負担するものとする。

### (費用負担額)

第4条 配水施設設置等費用は、条例第3条に規定する給水区域における給水申込みをした者の全額負担とする。ただし、給水申込み（基本使用水量変更の給水申込み及び平成26年12月25日付け26地施設第3号、経済産業省経済産業政策局産業施設課長通知「工業用水道からの雑用水供給に係る運用等について」に規定する雑用水の給水申込みを除く。）をした者のうち、当該配水施設により10年以上操業するものについては、企業長は、当該者の申請により、配水施設設置等費用を減額する。

2 給水申込みを行った者の費用負担額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

①前項ただし書に規定する者 配水施設設置等費用から軽減額（配水施設設置等費用が軽減額に満たない場合は、配水施設設置等費用の全額）を減じた額

②前号に掲げる者以外の者 配水施設設置等費用の全額

### (配水施設設置等費用の減額申請)

第5条 前条第1項ただし書の申請をしようとする者は、施行規程第6条第1項に規定する工事申込書に併せて配水施設設置等費用減額申請書（様式第1号）を企業長に提出するとともに、配水施設設置等に要する費用負担に関する協定書（様式第2号）を締結しなければならない。

(減額の決定)

第6条 企業長は、前条の配水施設設置等費用減額申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、前2条第1項ただし書きに該当すると認めるときは、減額の決定をするものとする。

2 企業長は、前項の決定をしたときは、速やかに減額金額及び費用負担額をその申請をした者に通知する。

(減額分の納付)

第7条 前条第1項の決定により配水施設設置等費用の減額を受けた者が、給水開始日から起算して10年未満で工業用水道の使用を廃止した場合は、廃止日から起算して20日以内に(当該期限が日曜日又は銀行法施行令(昭和57年政令第40号)第5条第1項各号に掲げる日のいずれかに該当する場合にあっては、これらの日(以下「休日等」という。)の翌日までに)配水施設設置等費用の減額分の全額を納付するものとする。

2 配水施設設置等費用の減額を受けた者が、給水開始日から起算して10年未満で、配水施設設置等に要する費用負担に関する協定書第1条に定める給水量を下回る基本使用水量の減量をした場合は、減量日から起算して20日以内に(当該期限が休日等の場合は、その翌日までに)配水施設設置等費用の減額分の差額分を納付するものとする。

(延滞金)

第8条 前条の規定に基づく納付金を納期限までに納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付金額に対し、年9パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

2 前項の規定により徴収する延滞金の額の計算における年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年5月末日までになされた給水申込みについて、第2条第2項の規定を適用する場合は、同項中「大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算書」とあるのは、「大阪府工業用水道事業会計決算書」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年3月31日までになされた工事申込みに係る配水施設設置等費用の軽減額については、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の配水施設設置等に要する費用負担額に関する要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の配水施設設置等に要する費用負担額に関する要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年9月30日までになされた工事申込みに係る配水施設設置等費用の軽減額については、なお従前のおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の配水施設設置等に要する費用負担額に関する要綱の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の配水施設設置等に要する費用負担額に関する要綱の様式により作成した用紙として使用することができる。

別表（第3条関係）

地 域	利用可能な 給水申込者の地域	計画給水量
堺2区分岐から堺市堺区築港八幡町地内 及び堺市堺区匠町地内(口径 700 mm)	堺市堺区築港八幡町地内 及び堺市堺区匠町地内	45,000 m <sup>3</sup>

工業用水道

配水施設設置等費用減額申請書

年 月 日

大阪広域水道企業団企業長 様

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

配水施設設置等に要する費用負担額に関する要綱第4条第1項ただし書の規定による配水施設設置等費用の減額を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、給水開始日から起算して10年未満で工業用水道の使用を廃止した場合又は「配水施設設置等に要する費用負担に関する協定書第1条」に定める給水量を下回る基本使用水量の減量をした場合は、同要綱第7条の規定により廃止日又は減量日から起算して20日以内に減額分又は減額分の差額分を納付します。

記

年 月 日付け決定 基 本 使 用 水 量	1日当たり 立方メートル
給水開始予定年月日	年 月 日

## 配水施設設置等に要する費用負担に関する協定書

大阪広域水道企業団（以下「甲」という。）及び〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、配水施設設置等に要する費用負担額に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づく配水施設の設置等について、次のとおり協定する。

（給水量）

第1条 乙の給水開始日から10年間の給水量は次に定めるとおりとし、原則として減量できないものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇〇〇m<sup>3</sup>/日

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇〇〇m<sup>3</sup>/日

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇〇〇m<sup>3</sup>/日

・  
・  
・

（減額分の納付）

第2条 乙が、前条の規定に関わらず、給水開始日から起算して10年未満で工業用水道の使用を廃止する場合は、要綱第7条第1項に基づき、配水施設設置等の費用の減額分の全額を納付するものとする。

2 乙が、給水開始日から起算して10年未満で前条に記載する給水量を下回る基本使用水量の減量をした場合は、要綱第7条第2項に基づき、配水施設設置等費用の減額分の差額分を納付するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 大阪府中央区谷町二丁目3番12号

大阪広域水道企業団

企業長 ○ ○ ○ ○

印

乙 住 所

会 社 名

代表者氏名

○ ○ ○ ○

印